

津市が所管する社会福祉法人における社会福祉法人現況報告書の公表に係る個人情報等の取扱いに関する指針

平成26年6月  
津市福祉監査室

第1 指針の趣旨

この指針は、「社会福祉法人の認可についての一部改正について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第13号、社援発0529第4号、老発0529第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）（以下「一部改正通知」という。）の発出に伴い、市が所管する社会福祉法人が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条第1項の規定に基づき市に届出するために作成した社会福祉法人現況報告書（以下「現況報告書」という。）について、当該社会福祉法人がその開設するホームページにより公表（ホームページを開設していない社会福祉法人については、市のホームページにより公表）する場合における個人情報等の取扱いに関し、参考とするための指針を定めるものである。

第2 指針の運用に当たっての留意点

- 1 この指針は、社会福祉法人に画一的な個人情報等の取扱いを求めるものではないこと。
- 2 この指針は、確定判決等に依拠したものではなく、他に異なる見解があること。
- 3 この指針は、市に対し津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号）に基づく開示請求があった場合における取扱いとは異なるものがあること。

第3 指針の構成

- 1 個人情報等の取扱いに関する指針（後記第4）
  - (1) 秘匿性（個人情報等を保有する者が他人にその内容を開示すべきでないことの度合いをいう。以下同じ。）が高いと考えられる情報（非公表情報）
  - (2) 秘匿性に選択的要素があると考えられる情報（公表・非公表情報）
  - (3) 秘匿性がない、又は著しく低いと考えられる情報（公表情報）
- 2 現況報告書の公表の時期（後記第5）

## 第4 個人情報等の取扱いに関する指針

### 1 秘匿性が高いと考えられる情報（非公表情報）

| 現況報告書の記載情報    |   | 理由等   |
|---------------|---|---|
| I<br>基本<br>情報 | 代表者に関する次の情報<br>・「年齢」<br>・「職業」                                   | 代表者の「年齢」及び「職業」について、社会福祉法人における社会福祉事業の経営とは関連性がない情報であり、個人に着目した情報であるため。   |
| II<br>事業      | 母子生活支援施設等その所在地を公表することで利用者に支障を来すおそれがあると社会福祉法人が判断した施設の「所在地」に関する情報 | これらの施設の「所在地」について、一部改正通知で非公表情報として例示されており、利用者の権利利益の保護の観点から、秘匿性が比較的高いものと考えられる。ただし、これらの施設を経営する社会福祉法人によっては、インターネットで検索するとその「所在地」が閲覧できる場合があり、そのような施設については、秘匿性が比較的低いものと考えられる。 |
| III<br>組織     | 理事、監事及び評議員の「職業」に関する情報   | 理事、監事及び評議員の「職業」について、社会福祉法人における社会福祉事業の経営とは関連性がない情報であり、個人に着目した情報であるため。  |

### 2 秘匿性に選択的要素があると考えられる情報（公表・非公表情報）

| 現況報告書の記載情報    |                | 理由等   |
|---------------|----------------|---|
| I<br>基本<br>情報 | 代表者の「住所」に関する情報 | 代表者の「住所」について、一部改正通知では非公表情報として例示されているが、当該情報は、組合等登記令（昭和39年政令第29号。（以下「登記令」という。））第2条第4号に定める登記情報で何人も閲覧できるため、秘匿性が比較的低い情報であると考えられる。ただし、個人に着目した情報であり、インターネット上で公表することには抵抗が |

|               |  |   |
|---------------|--|---|
|               |  | あることも考えられるため、選択的要素がある情報として整理した。   |
|               | 理事の「親族」に関する情報                                    | 理事の「親族」について、個人に着目した情報であるという一面があるものの、社会福祉法人の高い公共性にかんがみ、その資格要件の一つとして、社会福祉法第 36 条第 3 項（親族数の制限）等に定められるものであって、当該理事の職務と関連性があることから、その選任の適格性を示す情報として、秘匿性が比較的低いものと考えられる。ただし、インターネット上で公表することには抵抗があることも考えられるため、選択的要素がある情報として整理した。  |
| III<br>組<br>織 | 評議員に関する次の情報<br>・「親族」<br>・「理事の親族」<br>・「利用者の家族の代表」 | 評議員の「親族」及び「利用者の家族」であるという情報は、個人に着目した情報であるという一面があるものの、社会福祉法人の高い公共性にかんがみ、その資格要件として厚生労働省が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 3 項の規定に基づき定める第 1 号法定受託事務に係る処理基準（社会福祉法人審査基準等。以下「処理基準」という。）において定められるものであって、当該評議員の職務と関連性があることから、その選任の適格性を示す情報として、秘匿性が比較的低いものと考えられる。ただし、インターネット上で公表することには抵抗があることも考えられるため、選択的要素がある情報として整理した。 |

### 3 秘匿性がない、又は著しく低いと考えられる情報（公表情報）

| 現況報告書の記載情報 |   | 理由等  |
|------------|---|--|
| I<br>基本情報  | 代表者の「氏名」に関する情報  | 代表者の「氏名」について、特定の個人を識別する情報であるという一面があるものの、社会福祉法人の経営に関する情報であると考えられ、さらに、登記令第2条第4号に定める登記情報で何人も閲覧できるものであり、これを公表することで、当該個人の権利利益が害されるおそれがあるとは考えられないため。                                     |
|            | 理事、監事及び評議員の「氏名」に関する情報   | 理事、監事及び評議員の「氏名」について、特定の個人を識別する情報であるという一面があるものの、社会福祉法人の経営に関する情報であると考えられ、これを公表することで、当該個人の権利利益が害されるおそれがあるとは考えられないため。  |
| III<br>組織  | 理事に関する次の情報<br>・「社会福祉事業の学識経験者」<br>・「地域の福祉関係者」<br>・「施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者」 | 理事の「社会福祉事業の学識経験者」等に関する情報は、個人に着目した情報等であるという一面があるものの、社会福祉法人の高い公共性にかんがみ、その資格要件として処理基準において定められるものであって、当該理事の職務と関連性があり、その選任の適格性を示す情報であること、さらに、これを公表することで、当該個人の権利利益が害されるおそれがあるとは考えられないため。 |
|            | 理事の「理事報酬」及び監事の「監事報酬」に関する情報  | 理事の「理事報酬」及び監事の「監事報酬」について、個人に着目した情報であるという一面があるものの、社会福祉法人の経営に関する情報であると考えられ、さらに、当該報酬の支給の有無の情報を公表することで、当該個人の権利利益が害されるおそれがあるとは考えられないため。   |

|                        |  |   |
|------------------------|--|---|
| III<br>組<br>織          | <p>監事に関する次の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「財務諸表等を監査し得る者」</li> <li>・「社会福祉事業の学識経験者」</li> <li>・「地域の福祉関係者」</li> <li>・「施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者」</li> </ul> | <p>監事の「財務諸表等を監査し得る者」等に関する情報は、個人に着目した情報等であるという一面があるものの、社会福祉法人の高い公共性にかんがみ、その資格要件として処理基準において定められるものであって、当該監事の職務と関連性があり、その選任の適格性を示す情報であること、さらに、これを公表することで、当該個人の権利利益が害されるおそれがあるとは考えられないため。</p>   |
|                        | <p>評議員に関する次の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会福祉事業の学識経験者」</li> <li>・「地域の福祉関係者」</li> <li>・「地域の代表者」</li> <li>・「施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者」</li> </ul>      | <p>評議員の「社会福祉事業の学識経験者」等に関する情報は、個人に着目した情報等であるという一面があるものの、社会福祉法人の高い公共性にかんがみ、その資格要件として処理基準において定められるものであって、当該評議員の職務と関連性があり、その選任の適格性を示す情報であること、さらに、これを公表することで、当該個人の権利利益が害されるおそれがあるとは考えられないため。</p> |
|                        | <p>施設長に関する次の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「氏名」</li> <li>・「法令等に定める資格の有無」</li> </ul>  | <p>施設長の「氏名」及び「法令等に定める資格の有無」について、個人に着目した情報であるという一面があるものの、施設長は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設の責任者の地位にあることをかんがみ、社会福祉法人の経営に関する情報であると考えられ、さらに、これを公表することで、当該個人の権利利益が害されるおそれがあるとは考えられないため。</p>                  |
| IV<br>資<br>産<br>管<br>理 | <p>「担保提供の状況」に関する情報</p>   | <p>不動産に係る「担保提供の状況」について、土地・建物に設定する抵当権等の担保権は、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号。同法施行前は旧不動産登記法（明治 32 年法律第 24 号））の定めるところにより、登記さ</p>  |

|   |                           |  |
|---|---------------------------|--|
|   |                           | れることが一般的で、当該登記情報は何人も閲覧できること、さらに、これを公表することで、社会福祉法人の事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは考えられないため。    |
| I<br>基<br>本<br>情<br>報<br>—<br>総<br>括<br>表 | この指針（第4（1～3））に特に定めのない記載情報 | この指針に特に定めのない現況報告書（総括表を含む。）の記載情報については、個人の権利利益又は社会福祉法人の事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは考えられないため。 |

## 第5 現況報告書の公表の時期

ホームページを開設している社会福祉法人は、現況報告書を市に提出した後、速やかに当該社会福祉法人のホームページで公表することが望ましい。

ホームページを開設していない社会福祉法人については、現況報告書を市に提出した後、当該社会福祉法人と市による個人情報等の取扱いに関する協議（書面による協議を含む。）を経て、速やかに市のホームページで公表する。